

別表第2-1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位が A-3, B-7 以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 5 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用（瞬間的な火炎を除く。）	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) <u>使用者が裸火使用を容易に停止できる措置（注1）</u> が講じられていること。 (4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (5) 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。 (6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次によること。 (ア) <u>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（注2）</u> a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料 <u>（注3）</u> で覆うこと。 (イ) <u>火炎を有するもの（注4）</u> 周囲の可燃物から、表1に掲げる距離以上の距離を確保していること。

表1 単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

	<p>(2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。</p> <p>3 <u>火薬類（注5）</u>を消費するもの</p> <p>(1) <u>火花を噴き出す煙火（注6）</u>は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 煙火は、固定して消費すること。</p> <p>イ 消費中の煙火を移動しないこと。</p> <p>ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。</p> <p>(ア) 上方に噴き出す場合</p> <p>a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>d aの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。</p> <p>(イ) 斜めに噴き出す場合</p> <p>a 吹き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。</p> <p>b 吹き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>c 吹き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方4m及び周囲2mの部分を囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。</p> <p>(ウ) 下方に噴き出す場合</p> <p>a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>c aの範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>d aの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。</p> <p>エ <u>実験（注7）</u>により特性を確認したものであること。</p> <p>オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する<u>専従員（注8）</u>が取り扱うこと。</p> <p>カ 煙火消費において、排煙の措置を講ずること。</p> <p>キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。</p>
--	--

	<p>ク 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>(2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</p> <p>ウ 煙火は、<u>飛しようするもの（注9）</u>でないこと。</p> <p>エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>オ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>2 (1) イ（ア）の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 火炎を有するもの</p> <p>2 (1) イ（イ）の規定に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>微小な火源を有するもの（注10）</u></p> <p>演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注11）</u></p> <p>演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>裸火使用 （瞬間的な火炎による裸火）</p>	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 演出のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。</p> <p>(5) 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。</p> <p>(6) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>2 気体燃料を熱源とするもの</p> <p>(1) <u>機器は、安定した火炎を発生できるもの（注12）</u>であること。</p> <p>(2) <u>カートリッジ式のもの（注13）</u>に限ること。</p> <p>(3) <u>燃料の逆流を防止する構造又は対策（注14）</u>が講じられていること。</p> <p>(4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。</p> <p>(5) 燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>(6) 床面等に固定して使用すること。</p> <p>(7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>ア 上方に噴き出す場合</p> <p>(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの</p> <p>a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p>

	<p>b a の範囲の上方及び側方にそれぞれ表 3 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、<u>JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）A1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置（注 15）が講じられていること。</u></p> <p>c a の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 3 に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>d a の範囲の周囲 6m には観客がないこと。</p> <p>(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒を超え 5 秒未満のもの</p> <p>a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 4 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>b a の範囲の上方及び側方にそれぞれ表 5 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方 0.2m の部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>c a の範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 5 に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>d a の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。</p> <p>イ 斜めに噴き出す場合</p> <p>(ア) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒以内のもの</p> <p>a 吹き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。</p> <p>b 吹き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 2 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>c 吹き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 3 に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>d b 及び c の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>e b の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。</p> <p>(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が 1 秒を超え 5 秒未満のもの</p> <p>a 吹き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。</p> <p>b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 4 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>c 吹き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 5 に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323 に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>d b 及び c の範囲内には、演技者等がないこと。</p> <p>e b の範囲の周囲 6m 以内には、観客がないこと。</p>
--	--

表 2

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25				50					
	300 以内	25				50					100
	400 以内	25				50				100	
	500 以内	25				50				100	
	600 以内	25				50				100	
	700 以内	25				50				100	
	800 以内	25				50				100	

表 3

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	50	100		150			200			
	300 以内	50	100		150	200			300		
	400 以内	50	100		150	200		300			
	500 以内	50	100	150	200		300				
	600 以内	50	100	150	200		300				400
	700 以内	50	100	150	200		300			400	
	800 以内	50	100	150	200		300			400	

表 4

単位 : cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	200 以内	25	50	100			150				
	300 以内	25	50	100		150				200	
	400 以内	25	50	100		150			200		
	500 以内	25	50	100		150		200			300
	600 以内	50		100		150		200			300
	700 以内	50		100		150		200		300	
	800 以内	50		100		150		200		300	

表 5

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200 以内	100	150	200	300				400		
	300 以内	100	200	300			400			500	
	400 以内	150	200	300		400			500		
	500 以内	150	200	300	400			500		600	
	600 以内	150	200	300	400		500		600		
	700 以内	150	200	300	400	500			600	700	
	800 以内	150	200	300	400	500		600		700	

3 液体燃料を熱源とするもの

- (1) 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ消費量が 100ml 以内であること。
 - (2) 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。
 - (3) 2 (1), (3) 及び (5) から (8) までの規定を準用すること。
 - (4) 2 (8) において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲 1m 以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。
 - (5) (4) の床面に可燃物がある場合には、JISA1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。
- 4 直接屋外に開放された場所における使用については、2 及び 3 の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

危険物品持込み

- 1 消火器を付加設置すること。
- 2 幕類及び大道具用の合板が防火処理されていること。
- 3 従業員等による監視体制が講じられていること。
- 4 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 危険物
危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。
 - (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類
条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。
 - (3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 16）に限る。）
容器の許容充填ガス質量の合計が 0.5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。
 - (4) 火薬類
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1 回の公演当たり次の個数以下であること。
ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さ（注 17）が 8m 以上の劇場の場合
 (ア) 0.1g 以下のものは、50 個
 (イ) 0.1g を超え 15g 以下のものは、10 個
 (ウ) 0.1g を超え 5g 以下のものは、(イ) に含まれる個数を除き 10 個

		<p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 0.1g 以下のものは, 50 個</p> <p>(イ) 0.1g を超え 15g 以下のものは, 10 個</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における持込みについては, 4 の規定にかかわらず, 演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用(瞬間的な火炎以外の裸火)の項によること。ただし, 火花を噴き出す煙火については, 認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<p>1 消火器を付加設置すること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除承認される範囲は, 次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>

注 1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは, 1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

注 2 「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には, グライNDER, アーク溶接等が含まれるものであること。

注 3 「防火性能を有する材料」とは, 次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料のうち, 解除承認を受けようとする裸火を用いた実験, 過去の使用実績等により安全が確認できたもの

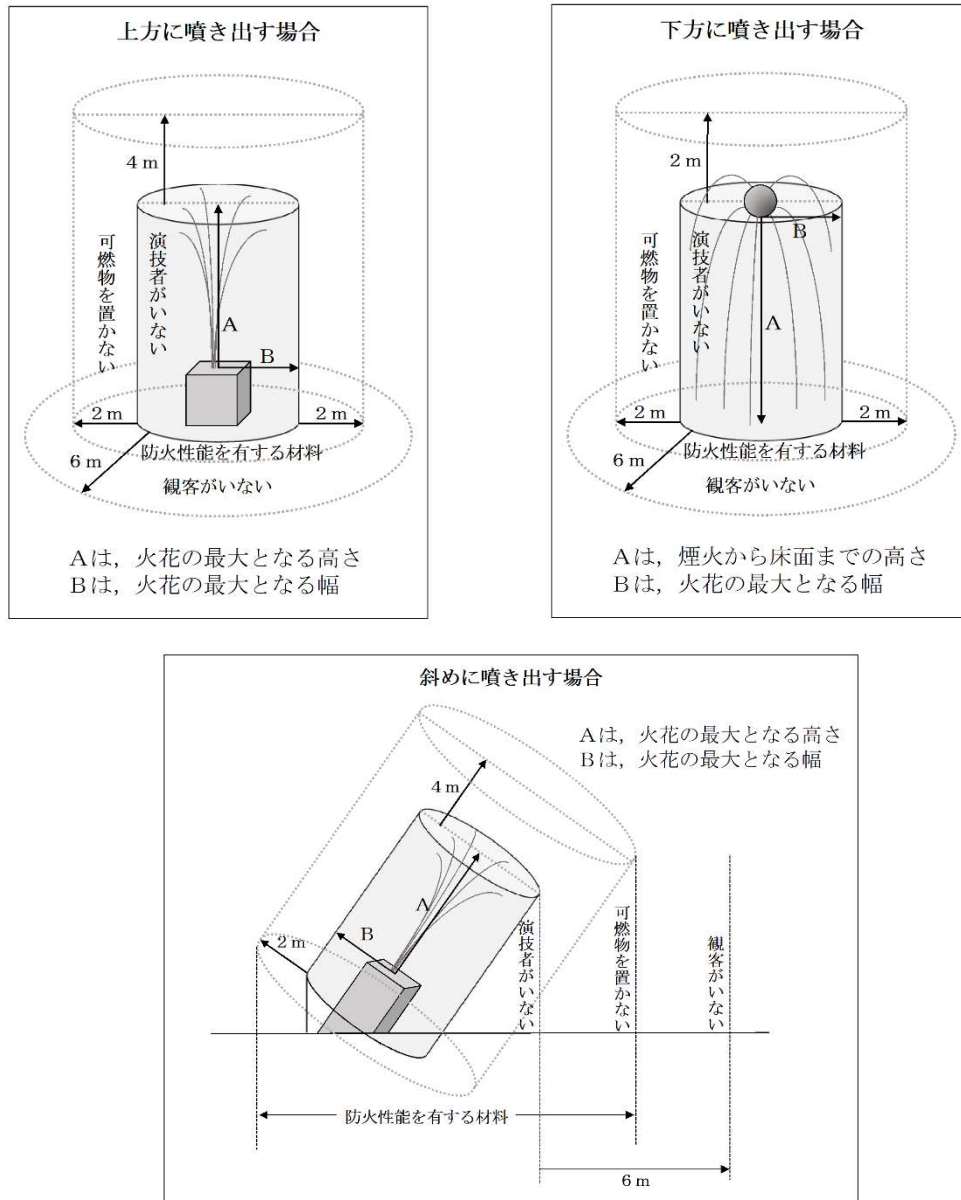
(3) 消防法第 8 条の 3 に規定する防災物品のうち, 解除承認を受けようとする裸火を用いた実験, 過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注 4 「火炎を有するもの」には, ハンディトーチ, ろうそく, ライター等が含まれるものであること。

注5「火薬類」の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえる。
- (2) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬等の量ごとに各々の個数以下としなければならない。
- (3) 消費する場合は、「裸火使用」と「危険物品持込み」両方の審査を行う。

注6「火花を噴き出す煙火」の周囲は次によること。



注7「実験」とは、メーカー実験や試し打ち、過去の類似舞台における使用実績等のことをいう。

注8「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注9「飛ばすもの」とは、ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火のことをいう。

注10「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注 11 「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等を手品等で燃焼させた炎のことをいう。

注 12 「機器は安定した火炎を発生できるもの」とは、瞬間的な火炎の高さ及び幅を均一に発生させることができるものであること。

注 13 「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下同じ。）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注 14 「燃料の逆流を防止する構造又は対策」とは、機器本体に燃料の逆流を防止できる構造（逆止弁等）又は燃料の逆流を防止できる対策が講じられているものであること。

注 15 「JIS A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置」とは、JIS A1323A 種、JISA1323B 種及び JIS A1323C 種に適合する工事用シート（※）を用いて、すき間が生じることのないように可燃物が養生されていることをいう。

※ A 種は厚さ 9mm、B 種は厚さ 4.5mm、C 種は厚さ 3.2mm の火花発生用鋼板を溶断するとき、発生する火花に対し発炎及び防火上有害な貫通孔が生じないもの。

注 16 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに定められているものをいう。

注 17 「舞台部の空間の高さ」は次のことをいう。

- (1) 舞台床面から天井部の設備等（すのこ、バトン、ワイヤー等をいう。以下同じ。）の下端までの高さ
- (2) 天井部の設備等の下端部分の下方に可燃物がある場合は、当該可燃物までの高さ